

## 第6次那覇市総合計画策定に伴う将来予測等支援業務委託 仕様書

### 1 目的

この仕様書は、那覇市が実施する第6次那覇市総合計画策定に伴う将来予測等支援業務委託について、契約書に定めるもののほか、受託者が行うべき委託業務内容の詳細を定める。

### 2 業務期間

契約締結日から令和8年10月30日（金）まで

### 3 業務内容

業務内容の項目ごとに、最低限必要な要件を定める。業務の詳細については、選定事業者の提案を基に、市と選定事業者で協議のうえ決定していく。

#### (1) 未来シミュレーションの実施

AI等のICT技術を活用し、未来シミュレーションを実施し、本市が辿りうる未来像を可視化すること。具体的には下記のような作業を行う。

##### ア 未来シミュレーションで使用する指標の選定及び実績値の収集

本市の未来像を定量的に表現するため、統計データや那覇市総合計画の指標等から適切な指標を選定すること。

また、選定した各指標について、シミュレーションに必要な期間分の実績値を収集すること。

##### イ 指標同士の因果関係を示すモデルの作成

アで選定した指標及び実績値を基に、指標間の因果関係を表す因果モデルを作成し、未来シミュレーションのインプットデータとして整理すること。

なお、地域全体の未来像を導出できるよう、作成する因果モデルは、特定の分野に閉じた標準的なロジックモデルではなく、分野横断的な指標間の関係を示す複雑なモデルであること。

##### ウ 未来シミュレーションの実施

イで作成したインプットデータを基に、AI等を活用して未来シミュレーションを実施し、本市が辿りうる未来像を可視化すること。

##### エ シミュレーション結果の解釈及び今後に向けた提言の整理

ウで可視化した未来像について、その状態を解釈し、市民にわかるような形で説明すること。

また、その結果を踏まえて、本市で今後取り組むべき施策の方向性などを提言として整理すること。

#### (2) 市職員を対象とするワークショップの開催

ア 因果モデル作成のためのワークショップ（1回目）

(1)のイにおいて、指標同士の因果関係を定義することを目的としたワークショップを2時間程度で開催すること。

イ 未来シミュレーションの結果を踏まえたワークショップ（2回目）

(1)のエで導出したシミュレーション結果を踏まえて、本市が目指すべき将来像やその実現のために取り組むべき施策等について議論するワークショップを2時間程度で開催すること。

(3)成果とりまとめ

(1)～(2)の結果をとりまとめ、第6次那覇市総合計画策定に伴う市民会議等において報告すること。

(4)会議の進行・議事録の作成

(5)その他、市事務局との連絡調整業務（随時）

#### 4 業務執行体制

本業務の執行体制は、次のとおりとする。

ア 主担当及び副担当を配置すること。

イ 主担当又は副担当には、国・地方公共団体が発注する施策に関する調査・分析業務について実績を有する者を配置すること。

#### 5 資料の取り扱い

委託者がデータ等の入力のため提出した必要資料について、受託者は受託業務以外に使用しないものとし、委託期間終了後は返却するものとする。特に個人情報を含む内容については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条及び那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年那覇市条例第5号）に留意し、業務委託期間中は、適切な取り扱いを行うこと。

#### 6 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- |                           |    |
|---------------------------|----|
| (1)業務報告書（パイプ式ファイル等）       | 一式 |
| (2)その他、市の指示する資料           | 一式 |
| (3)上記の電子データ（CD-RまたはDVD-R） | 一式 |

#### 7 その他

(1)打合せ等について

本業務の遂行に必要な打合せ又は協議については、その開催の準備及び議事録等の整備を行うこと。開催場所は、市役所本庁舎とする。なお、緊急の場合等は必要に応じてオンライン会議の対応も可能とする。

## (2) 資料の提出及び説明等の協力について

本業務の適正な執行を確認する為、本仕様書に定める成果物以外にも、必要に応じて資料の作成やエビデンスを求める場合がある。その際は求めに応じ、積極的に協力すること。

例) 本業務を遂行するうえで専任の人材を雇用する場合、雇用者に係る出勤簿及び給与明細、再委託の場合は、再委託先との契約書など。

## (3) 業務の再委託

受託事業者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面で本市の承諾を得なければならない。

## (4) 業務契約解除時の対応について

契約の履行期間中において、全部若しくは一部の業務契約解除、またはその他契約終了事由の如何を問わず受託事業者による担任業務が終了する場合は、発注者・別事業者を問わない次期業務遂行者が、継続して業務を遂行できるよう誠意を持って引継ぎを行い協力すること。また、その際に必要なデータ等については、無償で提供すること。

## (5) 契約不適合責任

本業務の成果物に対する契約不適合の取り扱いについて、不良等を発見した場合は、速やかに無償で是正しなければならない。

## (6) 業務成果の帰属等

### ア 著作権の帰属

本業務の実施により生じた著作物（既得されている著作物は除く。）に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、本市へ帰属するものとする。

### イ 著作権の処理

本業務の実施による成果物は、画像等の著作権上の権利関係を済ませたうえで納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託事業者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。

## (7) 業務適用範囲の確認

本業務の実施について、社会一般に通常実施される業務項目は、本仕様書に記載のない事項であっても業務の範囲とする。受託事業者は、当該項目について疑義があるときは本市と協議することができる。